

https://www.wsa-osaka.jp/suido/sennan/tetsuduki/shinseisho_dl/suidojizenkyogi.html

・泉南市役所 都市整備部 審査指導課の指示に基づく開発協議

・事前相談受付(窓口: 泉南水道センター工務課) **平日9:00~12:00、13:00~17:00**

開発協議内容の確認

・建築確認前で、工事を先行して行う場合
(例: 開発工事等により給水が建築確認前にやむを得ず必要な場合)
・本管から分岐したの水道管を企業団へ引渡(φ50mm以上)する場合
・必要とされる計画配水量を分岐地点で確保できる場合

※建築確認により違法建築でないことをチェック

・建築確認済(申請中を含む)
・既設メーターを継続して活用する場合
・水道管を企業団へ引渡しない場合
・必要とされる計画配水量を分岐地点で確保できる場合

※建築確認により違法建築でないことをチェック

事前協議必要

泉南水道センターにて判断

事前協議必要

事前協議不要

- (1) 事前協議書の準備
《添付図書》 委任状・位置図・土地利用計画図・給水計画図・水量計算書等
- (2) 事前協議書を提出 **(1部)**
・協議書の提出から**2週間程度**で意見書を提示します。
・電話連絡しますので取りに来てください。
- (3) 意見書を受け取り
- (4) 意見書に対して回答書を提出
・回答書の提出から**2週間程度**で協定書を提示します。
・電話連絡しますので取りに来てください。
- (5) 協定書を**2部**受け取り、内容確認のうえ**2部**とも押印してください。
- (6) 押印済みの協定書を提出 **(2部)**
- (7) 協定書を**1部**受け取り
- (8) 納入通知書を受け取り、納入通知書に記載の金融機関にて入金して下さい。
(希望受取日の3営業日前までに、工務課(072-482-6552)へ連絡が必要)
- (9) 着手時に必要な書類の準備
・様式-水事-1 着手届(立会予定日を記入のこと)
・様式-水事-2 工事施工届出書
・納入通知書領収書のコピー
- (10) 立会予定日の連絡 **(2週間程度前までに)**
- (11) 現場立会
 - ① 工事当日に実施の有無を**電話連絡**
(9:00以降 工務課 072-482-6552)
 - ② 配管完了時点で**電話連絡(まだ穿孔は行わないこと)**
 - ③ 現場立会(材料・水圧・穿孔・水質、分水栓又は不断水割T字管)
- (12) 竣工書類の提出
・様式-水事-3 竣工届
・様式-水事-4 引渡書(引渡水道管がある場合)
・竣工図(**断面図・寄り・高さ・延長・配管詳細図を記入すること**)
・写真

給水装置工事申請に進む(戸別申請)

https://www.wsa-osaka.jp/suido/sennan/tetsuduki/shinseisho_dl/kyusuisochikoi_moshikomisho.html